

著作権と プライバシーの侵害

解説者



日本女子大学
教職教育開発センター
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東
京大学大学院法学政治学研究科
公法専攻博士課程単位取得退
学。1996年、日本女子大学に
赴任。専門は、憲法学、公教育
制度論。2021年9月に『新訂
第4版 図解・表解教育法規』(共
著、教育開発研究所)を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第7回は、著作権とプライバシーの侵害について解説する。

学校には著作権の例外措置があるが、 拡大解釈や目的外使用には要注意

学校には著作権の例外措置が適用され、著作権者の許諾がなくても、小説や絵、音楽などの作品を、一定の範囲で利用することができま。先生方も、補助教材として様々な著作物を活用されていることでしょう。ただ、ICTの普及により、著作権に関して慎重な対応が求められる場面が増えてきました。そこで今回はまず、著作権を侵害しないためのポイントを解説します。

著作権とは、著作物を創作した人が有する権利です。著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定められ

ています(*1)。著作物を創作した時点で著作権が発生しますが、届け出は不要です。例えば、生徒が制作した論文や絵なども著作物であり、制作した生徒が著作権を有します。

学校での著作権の例外措置は、授業や特別活動などにおいて、教える者(教師)と教えられる者(児童生徒)が主体の活動であれば、授業に必要な限度内で、また、著作権者の利益を不当に害しない範囲内で、著作物の複製などができるというものです(図)。試験問題についても、著作権者の事前の許諾を得ずに著作物を使用できます。なお、原則、著作者名や題名など、出所の明示が求められています。では、次の3つのうち、著作権の侵害にあたるケースはどれでしょうか。

①教師が購入した市販の問題集の1ページ

著作権やプライバシーを侵害しないために

- ✓ 例外措置を拡大解釈せず、著作権への意識を高める。
- ✓ 生徒が制作した論文や絵などを学校外で使用する場合は、生徒の許諾を得る。
- ✓ 著作物を使って作成した教材を、生徒の端末に送信するためには、補償金の支払いが必要。
- ✓ オンライン授業などを行う際、生徒の顔や著作物が不用意に映り込んでいないか確認する。

*1 著作権法第2条1項1号による。

図 学校その他教育機関における複製等に関する例外

下記の条件を満たせば、補助教材などとして、複製・インターネットなどでの送信・授業などでの伝達ができる。

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーして配布したり、Eメールなど、インターネットを介して送信したりすること
- ③ 本人（教師または児童生徒）の授業のために使用すること（特別活動、部活動なども、例外措置の対象となる）
- ④ 著作物の利用範囲は授業に必要な限度内で、コピーの部数・インターネットを介した送信先は、授業のクラスの人数内とすること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（児童生徒を対象として販売されているドリル等はこれに該当するため、例外措置の対象外）
- ⑦ 原則として、著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

※著作物を使用したものを、メールやクラウドサービスなどのインターネットを介した送信などをする場合には、学校の設置者が補償金を支払う必要がある（授業目的公衆送信補償金制度）。

※文化庁「学校における教育活動と著作権 令和3年度改定版」を基に編集部で作成。

を、クラス全員にコピーして配布。

②文化祭で生徒が制作した人気キャラクターのオブジェを、市民文化祭に出品。

③書籍から写真を複製した自校の入試問題を、

自校のウェブサイトにて過去問題として掲載。

いずれも著作権者に無許諾で行えば、著作権の侵害にあたります。①は、著作権者の利益を不当に害しているケースであり、例外措置を拡大解釈していると言わざるを得ません。②は、出品に際して生徒の許諾が必要です。そして、教育活動ではない市民文化祭での展示には、キャラクターの著作権者の許諾

も求められます。③は、ウェブサイトへの掲載が試験実施とは異なる目的での利用となるので、写真の著作権者の許諾が必要です。

デジタル化によって複製や加工、配布が容易になるからこそ、一層の配慮を

ICTを活用した教育での著作物利用を円滑にするため、補償金を支払うことで、一定の範囲内で著作物をデジタル化して使用できる「授業目的公衆送信補償金制度」の運用が、2020年4月に始まりました。それにより、授業の過程において、教師が書籍やテレビ番組の録画などを用いて作成した教材を生徒の端末に送信することや、生徒がインターネットで収集した図や写真を使って資料を作り、クラウドサーバーにアップロードするといったことが無許諾で行えるようになりました。デジタル化されると、複製や加工、配布などが容易になりますから、著作権への配慮が一層求められます。例えば、教科書や補助教材が映った動画を学校のウェブサイトで公開することは、著作権の侵害にあたります。公開すれば生徒以外の人が活用できる状態ですから、授業以外の目的で使用される可能性があります。そのため、目的外使用にあたりません。20年度は特例として無償でしたが、21年度

からは通常運用となりました。児童生徒1人あたりの金額が設定されており、学校設置者である自治体や学校法人等が、同制度を管轄するSARTRAS（*2）に申請・支払いをすることで、著作物のデジタル使用が可能になります。

オンライン授業で不用意に生徒の顔が映り込んでいないか

オンライン授業では、無意識のうちに生徒のプライバシーを侵害していないかどうかにも留意しましょう。例えば、授業をライブや録画で配信する際、教室で発表する生徒の顔が映るケースがあると思います。そのような時には、顔が映る生徒、及び保護者に配信してよいか確認する必要があります。

プライバシーに関しては、個人情報保護の観点での対応が求められますが、現在、関係する法律を改正し、個人情報保護制度の見直しを図られています。これまで、個人情報の保護に関して、国立・公立・私立それぞれで適用される法律・条例が異なっていました。それを一元化し、加えて個人情報等の定義の統一、ルールの再構成がなされる予定です。個人情報の取り扱いに関しても変更が見込まれるので、今後の動向に注意が必要です。

* 2 Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons の略称。正式名称は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会。詳しくは右記ウェブサイト参照。https://sartras.or.jp